

6 東彼議告示第 3 号

東彼杵町議会録音データ等保管及び取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 7 月 3 1 日

東彼杵町議会議長 浪瀬 真吾

東彼杵町議会録音データ等保管及び取扱規程の一部を改正する規程

東彼杵町議会録音データ等保管及び取扱規程（令和４年議会規程第１号）の一部を次のように改正する

次の表に掲げる規程の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（再録及び貸与） 第３条　録音データ等の再録及び貸与は_____許可しない。<u>ただし、議会広報編集のために行う、議員の自己発言部分（答弁部分を含む。）の再録に限り、議長の承認を得て行うことができる。</u> <u>２　前項の再録は、議会事務局の職員が行うものとする。</u>	（再録及び貸与） 第３条　録音データ等の再録及び貸与は、<u>いかなる事由があっても許可</u>しない。_____ _____ _____ 〔新設〕

附　則

この規程は、公布の日から施行する。